

奨学金の返還を三春町が補助します！

三春町では、将来を担う若者の定住を図るため、町内に定住し、就業する方を対象に奨学金の返還を支援します。

*** 申請期間 ***

令和6年10月25日(金)まで

*** 対象者 ***

次の①～⑤の条件すべてを満たす方

- ① 奨学金の貸与を受けて、その返還を行っていること。
- ② 奨学金の返還に際し、他からの助成を受けていないこと。
- ③ 町内に住民登録をし、継続して町内に定住^{*}していること。
- ④ 正規雇用により就業し、継続して勤務していること。(公務員を除く)
- ⑤ 三春町に町民税等の課税があり、それぞれ滞納がないこと。

※定住…三春町の住民基本台帳に登録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。

*** 対象期間 ***

町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間のうち、**最長96月分**を対象とします。

*** 助成額 ***

助成の申請・交付は年度ごとに行います。申請があった年度内に返還した奨学金の額で**年間最大18万円**(※交付額のうち15%は協同組合みはるスタンプ会が発行するみはるカードへ電子マネーを付与)を交付します。ただし、予算の範囲内での交付になりますので、予算額を超える申請があった場合には、助成額が変更となる可能性があります。

*** 提出書類 ***

- ① 三春町奨学金返還支援事業助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 奨学金の1年間の返還金相当額がわかる書類
- ③ 住民票の写し(※④の同意書を提出した方は除きます)
- ④ 誓約書兼同意書(様式第2号)

申請書類は町のHP
からも取得できるよ♪



ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【申請・問合せ先】

三春町役場 企画政策課 三春町字大町1-2 TEL:0247-62-1122